令和７年（フ）第３８９号
埼玉県羽生市大字藤井上組1342番地16
破産者　白根裕美子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第４２８号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保359番地18
破産者　高橋　潤一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１８３号
埼玉県深谷市原郷305番地140
破産者　田村　裕貴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０８号
埼玉県羽生市大字藤井上組1272番地11
破産者　秋元　正晴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２１８号
埼玉県熊谷市上之1867番地10
破産者　贄田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２２号
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕238番地２、旧住所埼玉県児玉郡美里町大字小茂田161番地
破産者　分須　悟志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２９号
埼玉県深谷市見晴町21番地37　サザンコート301号
破産者　伊藤　雄介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２４９号
埼玉県羽生市南羽生２丁目18番地25
破産者　松本　一恵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１７８号
神奈川県大和市西鶴間２丁目６番26号　シャーメゾン西鶴間102
破産者　小田　　力
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２８８号
神奈川県大和市中央林間１丁目２番15―708号
破産者　早苗　友彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５２号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番34号　Ｌ’Ａｒｌｅｓ　Ｃ201
破産者　上間　和秀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９６号
横浜市神奈川区六角橋１丁目４番15号　センチュリー白楽205号
破産者　加藤　正宜
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０９号
川崎市高津区久末1297番地３　フラットケイ102
破産者　川端　正文
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
川崎市中原区下小田中３丁目１番33―202号　ボヌール常和
破産者　小塚日出夫
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１１号
川崎市宮前区小台１丁目12番地２　ベルコリーヌ　102
破産者　篠田　健爾
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６１号
川崎市川崎区小田２丁目18番13号　メディカルメゾン小田本通り弐号館　101
破産者　川内　良隆
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６２１号
神奈川県平塚市横内2043番地の１　Ｔハイツ５号
破産者　山崎　昭彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８９号
神奈川県平塚市四之宮５丁目７番８号　シャルム湘南101号
破産者　加藤　翔太
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６９５号
神奈川県座間市相武台４丁目12番16号　ファミーユ稲垣102号
破産者　西尾由樹子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部